

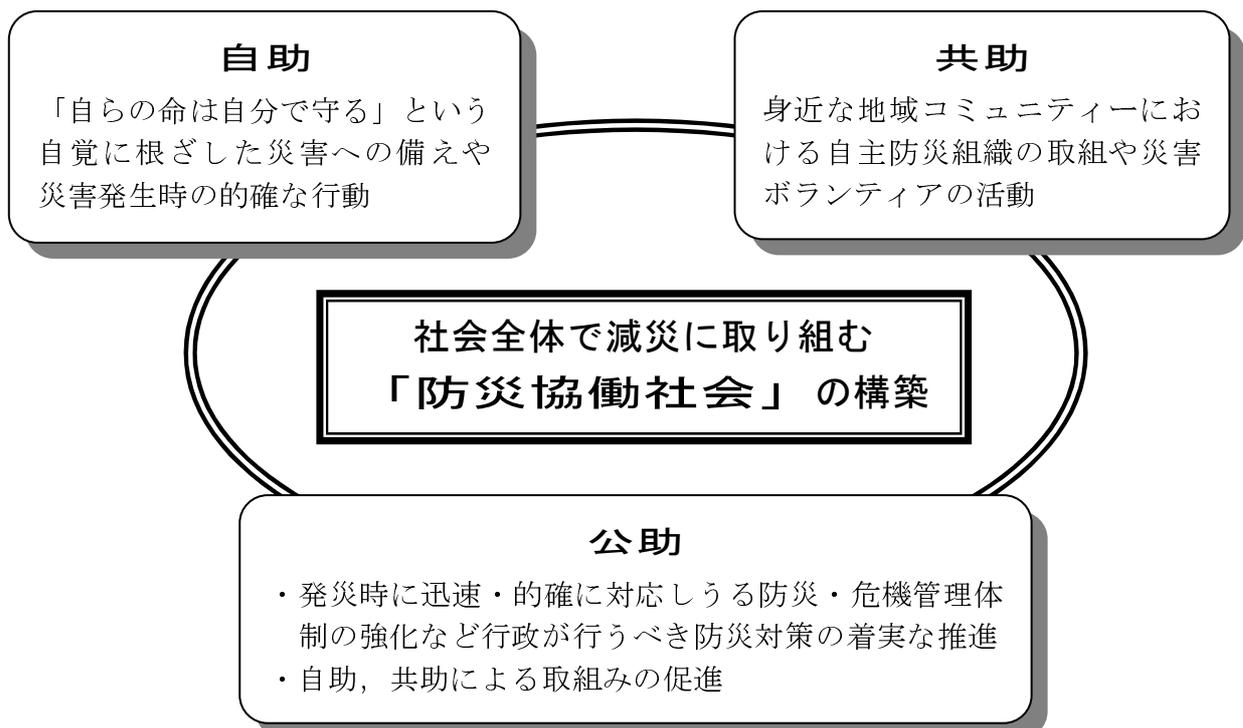
## 広島県防災対策基本条例（仮称）の制定について

### 1 条例制定の背景

- いつでもどこでも起こりうる直下型地震への懸念や東南海・南海地震などの大規模地震発生の切迫性が高まっている。
- また、地球温暖化に伴う気候変動による大雨の頻度増加、台風の激化等による災害の頻発・激甚化が懸念される。
- 少子・高齢化の進行などによる、地域コミュニティの衰退により、地域防災力の低下が懸念されている。
- こうした中、本県においては、昨年度策定した「広島県地震防災戦略」において、県・市町の行政主体、さらに県民・事業者・地域がそれぞれの役割分担のもと、密接に連携し、社会全体で防災対策に取り組む「防災協働社会」の構築をめざすこととした。

### 2 条例の基本となる考え方

- 大規模災害等に迅速かつ的確に対処するには、行政が行う防災対策である「公助」に加えて、「自助」、「共助」といった県民・地域の取組が不可欠である。
- このため、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担と相互の連携のもと、社会全体で防災対策に取り組み、想定される被害を「減災」していく「防災協働社会」を構築する。

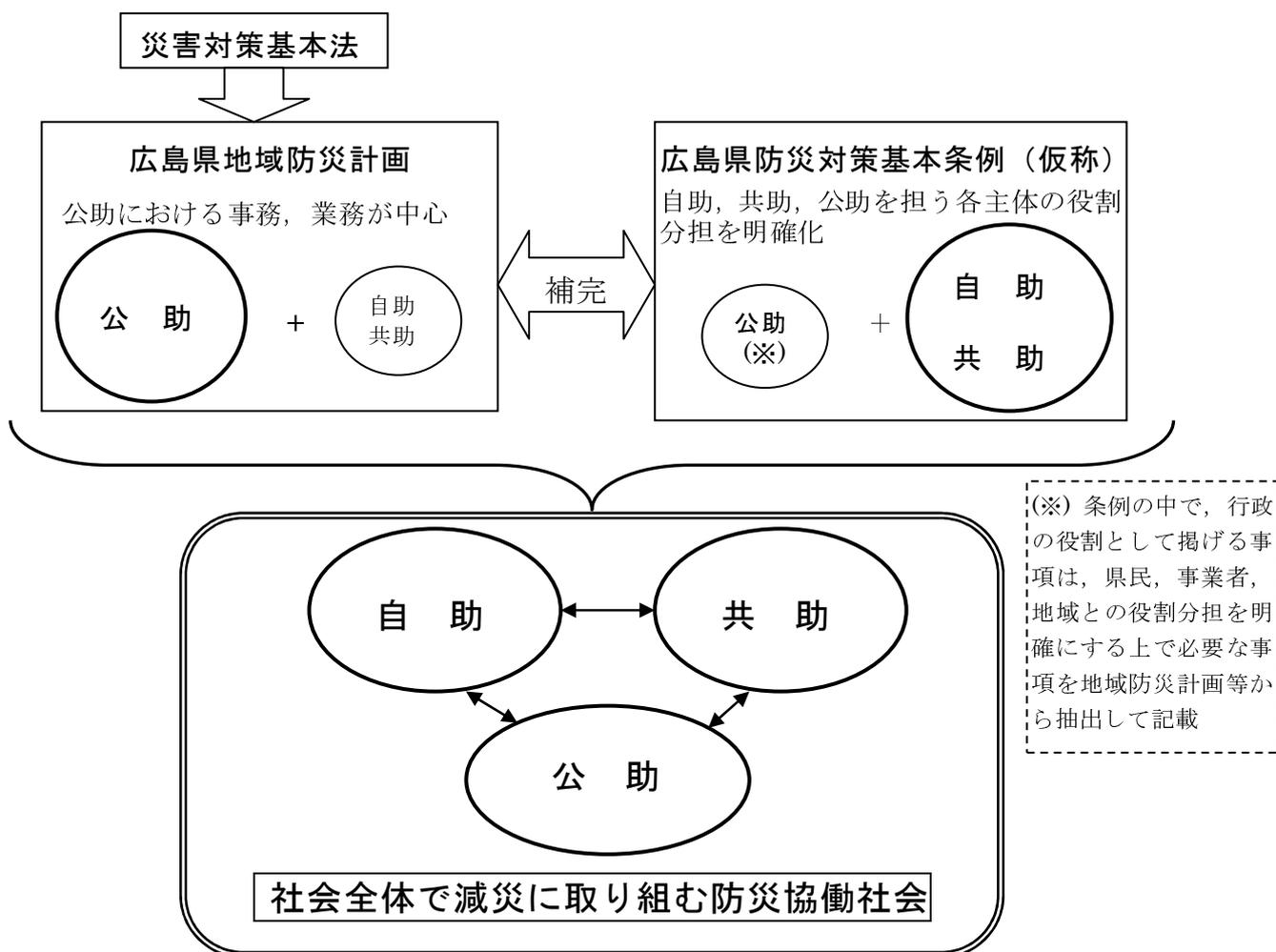


### 3 条例制定の目的

- 自然災害による被害の軽減に向け、県民、事業者、地域、行政の役割分担を明確にし、防災協働社会の構築に向けた基本的な枠組みを示す。
- 防災協働社会の構築という理念を共有し、各主体が自らの役割を認識したうえで主体的に取り組む機運の醸成を図る。

### 4 災害対策基本法及び広島県地域防災計画との関係について

- 災害対策基本法第7条第2項において「地方公共団体の住民は自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努めなければならない」と規定されている。  
⇒ 条例においては、県民の役割をより具体的に明記し、その周知を図る。
- 災害対策基本法の規定に基づき地方公共団体が作成する地域防災計画には、行政をはじめ当該地域の防災にかかわる機関等の、防災に関して処理すべき事務又は業務を詳細に規定している。県民、事業者、自主防災組織の役割についても記載されているが、県などの業務を中心に書かれているため、県民、事業者、自主防災組織の役割を把握しにくい。  
⇒ 条例は、地域防災計画を補完し、各主体の役割分担を明確にする。



## 5 条例の基本的構成

災害対策基本法及び地域防災計画においては、防災対策を「災害予防」、「災害応急対策」及び「災害復旧」の3段階に区分して規定している。

⇒ 本条例においても、3段階に区分して各主体の役割を明らかにすることを基本とし、各段階でのそれぞれの役割を明確に記述し、他の主体間との連携を促進する。

## 6 条例制定の進め方・スケジュール

○ 県民、事業者や自主防災組織など「自助」、「共助」を担う主体、さらに県とともに「公助」を担う市町の意見を聴きながら制定を進めるため、有識者や各主体の関係者等で構成する検討委員会を設ける。

○ さらに、幅広い意見を反映させ、条例の認知度を高めるため、「防災協働社会フォーラム（仮称）」やパブリックコメントなどを実施する。

○ 制定スケジュール

	検討委員会	県民、市町等からの意見聴取
10月	◎第1回委員会 ・条例のあり方、理念 ・条例検討の進め方、検討スケジュール ・ <b>条例骨子案</b>	
11月	◎第2回委員会 ・条例骨子最終案 ・ <b>条例素案</b> ・パブリックコメント実施案	☆「防災協働社会フォーラム（仮称）」 （条例骨子案に関する県民等の意見聴取） ■ <b>条例骨子案 市町意見照会</b>
12月		☆条例案に関するパブリックコメント （第1週～第3週：約3週間） ■ <b>条例案 市町意見照会</b>
1月	◎第3回委員会 ・パブリックコメントへの対応案 ・ <b>条例最終案</b>	
2月	○本会議提案	